

四、すべての県民が自ら学習する社会教育の推進

(一) 社会教育各種事業の充実

- ① 家庭における教育的機能の一層の充実を図るため、家庭教育総合セミナーを実施するとともに、家庭教育に関する学習の場の拡充促進に努める。
- ② 青少年の学習機会の拡充を図るため、少年教室等の開設及び青年学級・教室等の整備拡充の促進に努める。
- ③ 成人一般の学習機会の拡充を図るため、高齢者教育指導者研修会成人大学講座等の各種成人教育事業の拡充促進に努める。
- ④ 婦人の学習機会の拡充を図るため、婦人教育指導者研修会を充実するとともに、婦人学級等の整備拡充の促進に努める。

(二) 社会教育指導者の養成

- ① 市町村社会教育関係職員の資質の向上を図るため、研修内容・方法の改善を促進し、研修事業の充実を努める。
- ② 民間有志指導者の発掘と養成を図るため、研修会等を計画的、継続的に行い、ボランティア活動に對する意識と実践化の促進に努める。

(三) 社会教育施設の充実

- ① 県立図書館の充実を図るため、福島県立図書館建設委員会の意見を踏まえて、新しい県立図書館の建設推進に努める。
- ② 公民館の建設促進を図るため、国庫補助の確保と県費助成に努める。
- ③ 市町村立図書館の建設促進を図るため、国庫補助の確保と県費助成に努める。
- ④ 視聴覚ライブラリーの整備充実を図るため、視聴覚ライブラリーの公立化及びその効果的運用の促進に努める。

五、健康と体力づくりを図る社会体育の推進

(一) 体育スポーツ団体の組織等の充実

- ① 体育スポーツ団体活動の活発化を図るため、体育スポーツ団体の組織運営充実の促進に努める。
- ② 競技水準の向上を図るため、効果的な選手強化事業の推進に努める。
- ③ 県民スポーツのより一層の振興を図るため、各種スポーツ行事の内容充実の促進に努める。
- ④ 地域に定着したスポーツ活動の充実を図るため、地域スポーツクラブの育成の促進に努める。

(二) 社会体育指導者の養成確保

- ① 社会体育指導者の養成を図るため、研修事業の拡充の推進に努める。
- ② 社会体育指導者の地域活動の活発化を図るため、社会体育指導者相互の連携を進めるとともに、全国的な指導者の組織づくりの促進に努める。
- ③ 社会体育指導者の資質の向上を図るため、各種研修会等の内容を改善充実し、その効果的推進に努める。

(三) 社会体育施設の拡充整備

- ① 県民スポーツの振興を図るため、県営社会体育施設の計画的整備の推進に努める。
- ② 地域スポーツの振興を図るため、市町村立社会体育施設の整備の促進に努める。
- ③ 地域住民のスポーツ活動を活発化するため、学校体育施設の積極的な開放の促進に努める。

六、豊かな心を育てる県民文化の推進

(一) 文化活動の促進

- ① 地域文化活動の促進を図るため、地域住民が参加できるような機会と場の提供に努める。
- ② 指導者の確保と資質の向上を図るため、文化活動指導者研修事業の拡充の推進に努める。

(二) 文化施設の整備

- ① 創造活動発表・参加の場の整備充実を図るため、地域の実情に即した適正な文化会館の整備促進に努める。
- ② 芸術文化に親しむ機会の拡充を図るため、新しい構想に基づく特色ある美術館の建設推進に努める。
- ③ 文化財等保存・公開の場の整備充実を図るため、市町村立歴史民俗資料館の整備促進に努める。
- ④ 郷土の自然と人文に関する認識を深め、豊かな情操の醸成を図るため、新しい構想に基づく特色ある博物館の設置について検討を進める。
- ⑤ 県文化センターの施設と機能の充実を図るため、各種設備の整備各種資料の整備及び館外活動の拡充の推進に努める。